

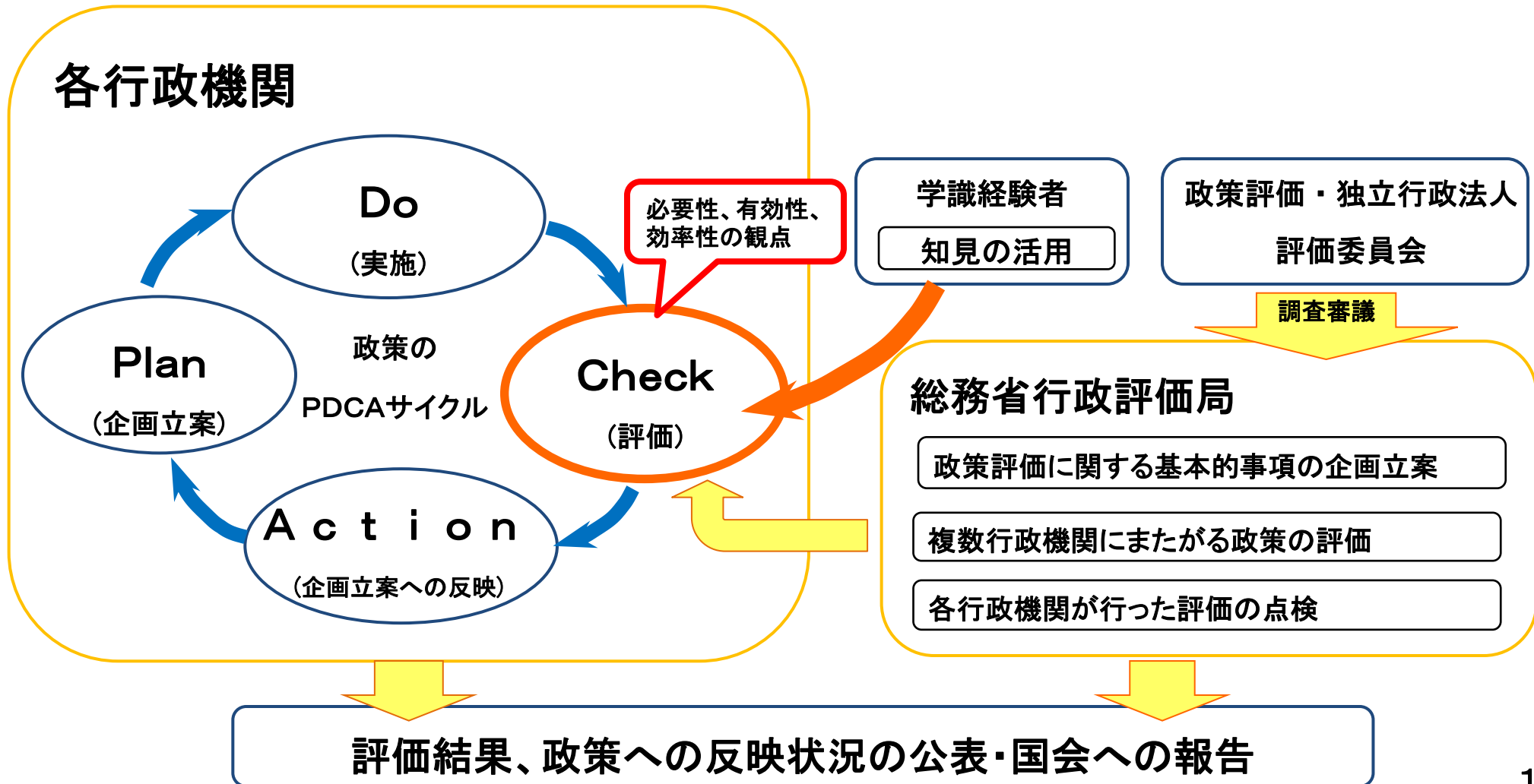
政策評価制度における規制の事前評価 について

平成24年9月

総務省行政評価局

政策評価制度の仕組み

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（政策評価法）の下、各行政機関が所掌する政策について自ら評価を実施



政策評価制度のポイント

政策評価制度の目的（政策評価法 第1条）

- ✓ 効果的かつ効率的な行政の推進
- ✓ 国民への説明責任が全うされるようにすること

各行政機関が、自らの政策について自ら評価（自己評価）

- ✓ 各行政機関は、評価結果を政策に反映させる義務を負う
- ✓ 各行政機関は、基本計画（3～5年の中期の方針）、実施計画（毎年度の方針）を定め、評価を実施

事前評価の義務付け（政策評価法 第9条）

- ✓ 国民生活、社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の資金を要する政策であり、かつ、評価の手法が開発されているものであって、個別の研究開発、公共事業、政府開発援助その他の政令で定める政策について、事前評価を義務付け



義務付け5分野(①研究開発、②公共事業、③政府開発援助、④規制、⑤租特)

規制の事前評価の義務付けに至る経緯

(平成14年4月～ 政策評価法の施行)

- ・ 平成15年9月～ 「規制に関する政策評価の手法に関する研究会」
(座長: 金本良嗣東京大学大学院教授)
- ・ 平成16年10月～ 各行政機関において取組を試行
- ・ 平成17年9月～ 「規制の政策評価に関する研究会」(金本良嗣座長)
- ・ 平成19年8月 規制の事前評価の実施に関するガイドライン策定
→規制に係る評価における共通的な内容、手順等を策定
- ・ 平成19年9月 規制の政策評価に関する研究会(最終報告)
- ・ 平成19年10月～ 規制の事前評価の義務付け開始

規制の事前評価の枠組

目的・意義

- ① 各行政機関における規制の影響の分析・評価等を通じ、政策の質の向上に資する
- ② 評価の実施・公表等により説明責任を果たし、国民、利害関係者の理解等に資する

実施主体・対象

- 各行政機関が規制の新設・改廃時に実施
- 法律又は政令に基づき国民の権利を制限し、又はこれに義務を課するもの

(注) 租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他の総務省令で定めるものを除く

規制の事前評価の内容

規制の事前評価の内容、手順等の標準的な指針を示すものとして「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」を策定。

本ガイドラインに基づく規制の事前評価の主な実施内容は以下のとおり。

1. 規制の目的、内容及び必要性の説明

- ・ 現在の制度や政策体系はどのようになっているか、問題点の発生原因は何か
- ・ 行政が関与する必要性、行政が関与を強める若しくは弱める必要性 等

2. 規制の費用・便益の推計

- ・ 規制によって発生・増減が見込まれる具体的な費用・便益の要素を可能な限り列挙

3. 費用と便益の関係の分析

- ・ 規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化できるかどうか

4. 代替案との比較

- ・ 想定できる代替案を提示し、規制案と同様の分析・比較考量を実施

(参考)ガイドラインにおける評価書の要旨のモデル様式

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称			
担当部局	〇〇省〇〇局〇〇課 △△省△△局△△課	電話番号: 03-****-**** 電話番号: 03-****-****	e-mail: ****@****.go.jp e-mail: ****@****.go.jp
評価実施時期	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
規制の目的、内容及び必要性等			
	法令の名称・関連条項とその内容		
想定される代替案	代替案1: ~~~~~ 代替案〇: ※代替案が複数ある場合には適宜、表を修正の上作成		
規制の費用	費用の要素	代替案1の場合	代替案〇の場合
(遵守費用)			
(行政費用)			
(その他の社会的費用)			
規制の便益	便益の要素	代替案1の場合	代替案〇の場合
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)			
有識者の見解その他関連事項			
レビューを行う時期又は条件			
備考			

規制の事前評価の実施件数

19年	20年	21年	22年	23年
(25)	156	106	82	82

※規制の事前評価が義務付けられたのは、平成19年10月から。

(参考) 行政機関別・区分別 (平成23年)

行政機関	実施件数	規制の新設等	規制の新設等及び規制の緩和	規制の緩和	規制の緩和及び廃止	規制の廃止
内閣府	1	1	—	—	—	—
国家公安委員会・警察庁	2	2	—	—	—	—
金融庁	20	7	4	9	—	—
総務省	8	8	—	—	—	—
厚生労働省	12	11	—	—	1	—
農林水産省	2	2	—	—	—	—
経済産業省	10	4	1	4	—	1
国土交通省	19	10	1	7	—	1
環境省	8	8	—	—	—	—
計9府省	82	53	6	20	1	2

注1) 平成23年中に総務省へ送付された評価82件の内訳である。

注2) 「規制の新設等」とは、規制の新設・追加・強化・拡充をいう。

規制の事前評価の点検について

各行政機関：規制の事前評価の実施

※規制の目的や、規制によって得られる便益が当該規制のもたらす費用を正当化できるかどうか等を説明

評価書の送付

総務省行政評価局：説明責任の徹底の観点から評価書の点検を実施

<点検の観点>

- 費用及び便益を推計しての比較分析、代替案を設定しての規制案との比較分析、レビュー時期の明示等、ガイドラインに定められた内容(P5参照)が適切に記載されているか、といった観点から、各行政機関が作成した評価書の内容を確認。

<点検の結果>

- 評価書の記載内容について、ガイドラインが求めている要素が不足していたり、不適切な説明内容である場合、具体的な改善方策を示して指摘すると共に、公表。
- これにより、以降の規制の評価書の質が向上することを期待。

<点検の対象>

- 規制の事前評価が義務付けられた平成19年10月以降、各行政機関が行った規制の事前評価書の全てについて点検を実施。